

## 首都圏のコロナ19に関する措置と訪問販売業者に対する点検強化案の報告等

～（8月19日付保健福祉部報道資料（該当部分仮訳））～

□コロナウイルス感染症-19 中央災難安全対策本部（本部長：丁世均（チョン・セギョン） 国務総理）は本19日、丁世均本部長の主宰で政府ソウル庁舎中央災難安全状況室において各省庁及び17の広域自治体、18の地方警察庁と共に、▲首都圏のコロナ19に関する措置▲訪問販売業者の点検強化案等について話し合った。

□丁世均本部長は、社会的距離の確保の第2段階の措置によって、首都圏地域での結婚式やトルジャンチ（子供の満1才のお祝い等のイベント）が延期または取消しになり、違約金に関する争いが増加すると予想されるため、公取委など関係省庁に対して国民の被害を最小限にとどめる方策を早急に講じるよう指示した。

□丁本部長は、8月15日の光復節の集会で感染する事例が相次いで発生していることから、集会発のクラスター感染が深刻になる可能性があるとし、梨泰院のクラスター感染をコントロールした経験を活かして、スタッフ等を投入し、初期に抑えることができるよう特別対策を講じるよう防疫当局に指示した。

○さらに、サラン第一教会が防疫ルールを守らなかつたのはもちろんであるが、疫学調査等について抵抗したり妨害する行為を行ったことは穏当ではなく、ソウル特別市や福祉部等は、損害賠償等の必要な措置を検察や警察と協力して迅速かつ徹底して行うことを強調した。

○また、首都圏のクラブやカラオケなどの高危険施設は、本19日から運営が中止されるが、物流施設は今回の措置の対象から外されたと述べつつ、先般のクーポン発のクラスター感染からわかるように、決して防疫管理を疎かにすることはできない施設であるだけに、国土部や科技部等の関係省庁に対し、全ての物流施設が防疫ルールを遵守しながら運営できるよう、徹底的に指導と点検をすることを求めた。

□最後に、丁本部長は、病床確保に努めるべきであるとし、感染者を最初に分類する時点から軽症・無症状・重症等を厳格に分類し、軽症及び無症状の患者は最初から生活治療センターに移送して治療することを防疫当局に対して強調した。

### 1. 首都圏のコロナ19に関する措置（ソウル、京畿道）

□中央災難安全対策本部は、ソウル特別市（徐正協（ソ・ジョンヒョプ） 市長権限代行）と京畿道（李在明（イ・ジエミョン） 知事）から首都圏のコロナ19に関する措置の報告を受け、これを点検した。

○ソウル特別市は、城北区サラン第一教会に対する疫学調査を続けており、自己隔離措置に違反した3名に対しては告発する予定である。蘆原（ウソ）区アンディオク教会にも即時対応チームを投入し、更なる疫学調査、感染者の動線、接触者の確認等を実施している。

-8月19日(水)から首都圏の社会的距離の確保の第2段階に関する措置が施行され、遊興施設や訪問販売業者等の高危険施設の集合禁止措置について、履行されているかどうか取り締まりを行う。集合禁止命令に違反する施設に対しては、告発等の強力な行政措置をとる予定である。

-集合制限命令が下された教会に対しては、特別現場点検を通じてオンライン礼拝への転換と防疫ルールの遵守状況等について点検していく予定である。

○京畿道は、個人へのマスク着用の義務化、及び集合制限についての命令を下し、8月18日(火)から京畿道内の居住者と訪問者は、屋内及び集会や公演といった多数が集まる屋外ではマスクを着用することが義務付けられた。

-さらに、先制的に事前検査を行うこと通じ、感染が拡散することを防止するため、サラン第一教会の集会の出席者、8月8日又は8月15日に景福宮、光化門を訪れた者は、8月30日までに診断検査を受けるよう行政命令を下した。

-京畿道と教育庁、警察庁が共同対応体制を構築し、学習塾と教習所に対する防疫や消毒等の予防活動を強化し、集合禁止及び自己隔離の違反といった義務不履行については、迅速に調査していく予定である。

## 2. 訪問販売業者への点検強化策の報告

□中央災難安全対策本部は、公正取引委員会（趙成旭（チョウ・ソク）委員長）から首都圏のコロナ19に関する措置の報告を受け、これを点検した。

○公正取引委員会は、関係省庁や地方自治体と合同で8月19日から9月11日まで不法な訪問販売活動に対する点検を実施する。

-効果的な点検のため、自治体を通じて把握した訪問販売の支店、及び広報館の現状に関する資料と安全目安箱の相談や苦情等を活用し、

-直接販売共済組合、特殊販売共済組合が経営する不法なマルチ商法に対する通報に関する褒賞金を期限付きで大幅に引き上げる（最大200万ウォン→最大500万ウォン）。

-公取委及び自治体は、未申告や未登録の不法営業を摘発する場合は、迅速に捜査依頼または告発するなど厳正に対応していく予定である。

○一方、政府は最近、クラスター感染が続いている不法な訪問販売活動に対しても防疫管理を強化する予定である。

-訪問販売等の直接販売広報館は、6月23日から高危険施設に指定され、管理されており、

-8月19日から営業中止となる首都圏の訪問販売支店や広報館については、首都圏の地方自治体が営業中止及び集合禁止命令を遵守しているか、などを集中的に点検する予定である。

る。

-また、中高年層への訪問自粛を引き続き広め、不法なマルチ商法の通報に関する褒賞金制度についても積極的に広報する予定である。

### 3. 首都圏、社会的距離の確保を第2段階に引上げ

□政府は、首都圏を中心にコロナ19の新規感染者が急増し、クラスター感染が連鎖的に続くことから、ソウル、京畿道、仁川地域に対して、8月19日午前0時から以下のとおり、強化された防疫措置を実施している。

○屋内50名以上、屋外100名以上が対面で集まるプライベート、公的な集会、集まり、イベントに対する集合禁止措置を実施する。

-集会、集まり、イベントとは、同じ目的を持った人々が事前に合意、約束、公開された日程により、同じ場所に集まって行われる一時的な集会、集まり、イベントであり、下表のような場合を含む。

<屋内50名以上/屋外100名以上の集合、禁止対象の事例>

▲(イベント) 展示・博覧会、説明会、公聴会、学術大会、記念式、修練会、集会、フェスティバル・祭り、大規模コンサート、サイン会、講演など

▲(プライベートな集まり) 結婚式、同窓会、同好会、ピクニック、還暦祝い、葬儀、同好会、トルジャンチ(子供の満1才のお祝い)、ワークショップ、契モイム(相互扶助のための私的な集まり)など

▲(各種試験) 採用試験、資格証試験等(一教室50名以内の場合は許可)

-原則として集会・集まり・イベントの全体の規模を基準に集合禁止の措置を施行するが、空間が分割されていて移動や接触ができない場合には、分割された空間内の人員を基準※にして実施することができる。但し、マスク着用、距離を確保するなどの防疫ルールを徹底的に遵守しなければならない

※例) 資格試験の場合、空間が分割されて相互の移動と接触が不可能であり、かつ分割された空間(例: 教室)内の人数が50名以内の場合は、マスク着用、距離を確保するなどの防疫ルールを徹底的に遵守すれば実施可能

-政府と公共機関の公務及び企業の必須経営活動は、法的義務の有無、緊急性等※を考慮し、管轄地方自治体との協議の下で、人員基準を超える集会、集まり、イベントの開催が許可される。但し、マスクの着用、間隔を開けるなどの防疫規則を徹底的に遵守しなければならない。

※①法令など拘束力のある規定に基づく活動であり、②義務的に一定人数以上が、③対面で集まる必要があり、④期限がありキャンセルや延期が不可能な場合

<例外許容事例>

- ▲ 企業の定例株主総会(商法上の決算日から90日以内の開催義務)
- ▲ 賃金交渉のため労使協定の締結に向けた会議

○第二に、クラブ、カラオケ、ビュッフェ、ネットカフェなど、12種類の高危険施設に対しては、集合禁止措置を施行する。

-但し、高危険施設のうち流通物流センターは、必須産業施設として集合禁止措置の対象から除外される。

<集合禁止の対象となる高危険施設>

- ▲クラブ・ルームサロン等の風俗店、▲コーラテック、▲団欒酒店(カラオケバー)、▲キャバクラ、▲ナンパ居酒屋、▲カラオケバー、▲室内スタンディング公演場、▲室内団体運動(激しいGX類)、▲ビュッフェ、▲ネットカフェ、▲直接販売広報館、▲大型学習塾(300名以上)

○万が一、集合禁止措置に違反した場合、感染症予防法第80条第7号によって、300万ウォン以下の罰金が賦課され、感染者発生時、入院・治療費及び防疫費用に対する求償権(損害賠償)が行使され得る。

○第三に、政府、自治体、教育庁及び所属、傘下機関で運営する屋内の国公立施設の運営を中断する。

○一方、8月15日に発表され、ソウルと京畿道において8月16日0時から既に適用されている第2段階に関する措置はそのまま維持され、

-それ以外に、自治体が独自に施行した集合制限と禁止行政措置等の効力は自治体が別途解除される時まで維持される。

□一方、政府は、宗教界と協議して防疫強化に向けて協力することを決定した。

○これにより、ソウル、京畿道、仁川地域の教会に対し、8月19日午前0時から非対面礼拝のみを許可し、教会が主管する全ての対面集会やイベント、団体での食事などを禁止する行政措置(集合制限)を実施する。

□強化された防疫措置は、8月19日午前0時から施行され、まずは8月30日まで実施し、感染の拡散等を考慮して期間を調整する。

○また、防疫措置が忠実に履行されるよう、現場の点検と管理などを強化する予定である。

□朴凌厚（パク・スンフ）中央災難安全対策本部第1次長は、「今回の措置は国民の日常と生業に大きな影響を及ぼすという点で難しい決定だったが、今、防疫網の統制力が回復できないと取り返しのつかない被害が生まれるため、やむを得ず取った措置であるということを理解してほしい」と明らかにした。